

随意契約及び比較見積りを省略する理由書

工事名：一級河川 打上川外 打上川治水緑地外 警報監視設備機能増設工事

1. 随意契約理由

打上川治水緑地の警報監視設備は警報設備（サイレン、スピーカ、回転灯）と監視設備（雨量計、水位計、流量計、カメラ）で構成されており、寝屋川及び打上川の水位計と連動し、越流時の公園内の安全確保のため、越流前と越流時の2回、自動で緑地内に警報（放送、サイレン、回転灯）を発報するものです。

本工事は、別途発注した警報監視設備更新工事に伴い、警報設備の制御方法や台数に変更となりますので、それに必要な既設設備の機能増設（打上川治水緑地の子局及び太間排水機場に設置された親局に当たる警報監視制御装置等の改造）を行うものです。

既設設備は、三菱電機株式会社関西支社が設計・製作したものであり、システム構成や各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、独自に開発設計した制御技術、信号処理技術が採用され、要求性能を満足するように製作・据付・調整されたものです。そのため、本工事には本システムに関する専門的な知識及び高度な調整技術が要求され、その機能及び動作の確認は、既設を含むシステム全体を把握した上で行う必要があります。

以上のことから、本工事を実施できるのは、当該設備の設計、製作、据付を実施した三菱電機株式会社関西支社以外にいないことから、同社より見積りを徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

2. 比較見積り省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略する。